



平成 26 年 4 月 1 日
国 土 交 通 省
土地・建設産業局建設業課

東日本大震災に伴う国発注工事の前金払の特例の継続について

I. 趣旨

東日本大震災に係る復旧・復興事業の本格化を受け、被災地域における公共工事の円滑かつ適正な施工の確保が図られるよう、国発注工事の前金払の特例を継続します。

II. 特例の内容

平成 23 年 4 月に創設した次の措置について、引き続き、平成 26 年度内において適用します。

東日本大震災の被災地域（※1）における国発注工事について、

① 前金払の割合を、請負金額の 10 分の 5 以内とする。（※2）

（原則：請負金額の 10 分の 4 以内）

② 中間前金払の対象となる工事を、請負金額 300 万円以上の工事とする。

（原則：請負金額 1000 万円以上かつ工期 150 日以上工事）

（※1）被災地域とは、東日本大震災に際し災害救助法が適用された市町村の区域（東京都の区域を除く。）をいう。具体的には、

- ・岩手県、宮城県及び福島県の全ての市町村
- ・青森県、茨城県、栃木県、千葉県、長野県及び新潟県の一部の市町村

（平成 23 年 4 月 20 日現在における災害救助法適用市町村）

（※2）設計・調査、測量及び機械類の製造に係る前金払の割合についても、請負金額の 10 分の 4 以内とする（原則：請負金額の 10 分の 3 以内）。

<お問い合わせ先>

土地・建設産業局建設業課 内藤、丹呉

TEL：03-5253-8111（内線 24734、24756）

（直通）03-5253-8277

FAX：03-5253-1553

(参考) 前金払について

前金払とは

資材購入や労働者の確保等、建設工事の着工資金の確保のため、工事代金の一定割合を前払いするもの

前金払の効果

- 建設業者の着工資金を確保し、資金調達に係る金利負担を軽減、資金繰りを改善
- 労働者、下請企業等への早期の支払確保
- 工事の円滑・適正な施工を確保

＜前金払による工事資金の流れ(イメージ)＞

